

## 大阪市規則第138号

### 大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市下水道条例施行規則（昭和35年大阪市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(汚水の水質の認定)	(汚水の水質の認定)
第12条の2 条例第12条第2項の規定による 汚水の水質の認定は、次の各号による。 [(1) 略] (2) 前号の水質調査は、別に定める方法に より試料を採取し、その試料を <u>下水の水 質の検定方法等に関する省令</u> （昭和37年 厚生省建設省令第1号）及び日本産業規 格 <u>K0102—1の17.2</u> に定める方法によ り、分析して行う。	第12条の2 [同左]  [(1) 同左] (2) 前号の水質調査は、別に定める方法に より試料を採取し、その試料を <u>下水の水 質の検定方法等に関する省令</u> （昭和37年厚 生省建設省令第1号）及び日本産業規格 <u>K0102—17</u> に定める方法により、分析し て行う。
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。